

## 令和元年7月定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）

日 時：令和元年7月26日（金）15：30～17：00

場 所：古賀市役所 第1庁舎 第1委員会室

出席委員：長谷川教育長 米倉議長 松本委員 大賀委員 木村委員 小山委員

欠席委員：なし

事務局：青谷教育部長 簗原教育総務課長 浦邊学校教育課長兼主任指導主事 中村生涯学習推進課長 桐原青少年育成課長 柴田文化課長 辻学校給食センター所長 教育総務課庶務係（松尾、松本）

傍聴者：0名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸報告
  - (1) 教育長報告
  - (2) 教育委員情報交流
    - ・適応指導教室について
  - (3) 教育委員会報告
    - ・小中学校の勤務時間外の電話対応について

#### 4. 議案

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第47号議案	古賀市教育委員会交際費支出基準及び公表に関する要綱の一部を改正する告示について	R1.7.26	原案可決
第48号議案	【共同訓令】古賀市庁議等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について	R1.7.26	原案可決

#### 5. 協議事項

- ①平成30年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書について（別冊）

#### 6. その他事項

- (1) 各課（所属）等報告
- (2) その他

#### 7. 閉会

会議内容：以下のとおり

#### 1. 開会

15時30分、議長が開会を宣言。

定例の7月教育委員会になります。非常に長い間雨が降って、各地で被害が出た。幸いこの近くでは少なかったけれども、梅雨が明けたと思ったら急に暑くなりましたので、体調等気を付けてお仕事に励んでもらいたいと思います。

#### 2. 教育長あいさつ

### 3. 諸報告

#### (1) 教育長報告

今、米倉先生のあいさつにもありましたけれども、平年よりも5日遅い梅雨明けです。南九州の方では鹿児島を中心に大きな被害があったようですが、福岡県に関しては久留米のほうでは結構降りましたが、人的な被害が出るような去年あるいはおとしのようなことがなかったの少し安心はしております。梅雨が明けた途端に毎日30度を超す暑さです。

#### (2) 教育委員情報交流

米倉議長 情報交流に入ります。本日は適応指導教室について、資料をいただいています。

教育長 この適応指導教室の件について、今年の6月23日の新聞資料、それから裏側には同日の日本教育新聞の記事を載せています。教育新聞をご覧ください。国は教育支援センターというふうに位置づけているようです。いわゆる不登校であるとか、いろんな事情で、学校に行けない、あるいは教室に入れない、教室に入れないけど保健室には入れるとか、心の教室相談室には入れるとか、いろんなタイプの子がいるんですけれども、古賀市では県内ではいち早く適応指導教室あすなる教室を設置をして、千鳥校区の中に作っていたんですけれども、今はこの市役所の近くに移転してきました。これは非常に成果を上げて、特に中学生は、高校進学もほとんどの子がかなえているところなんですけれども、今日協議をしていただきたいのは、この適応指導教室という名称、適応指導という言葉が適切な言葉かなという、我々も何十年と使ってきておりましたけれども、改めて文科省が教育支援センターという言葉を使っている、各市町村とか都道府県が適応指導教室と使っているという書き方なんですね。近くでいえば、宗像市とか福津市が、この4月から古賀市と同じで適応指導教室と呼んでいたものを、教育支援教室とか、支援教室というふうに変えています。それも一つありましたので、適応支援というのを改めて考えると適応していないからそれを応援するんだという、悩んでいる児童生徒あるいは悩んでいる保護者からすると余り聞きたくないような名称かなと思ったものですから、これを契機に、適切な言葉があれば、設置条例の方を変えていきたいなということです。御意見をいただいて、御意見を生かしながら、来年の4月1日に向けて、適応指導教室の条例を変えていきたいと考えています。もう一つは、古賀市適応指導教室条例、教育新聞の隣のページです。第6条を見ていただきたいと思います。第6条に指導教室を利用することができる者は、古賀市立小中学校に在籍する不登校児童生徒とする、と書いてあります。ここを私としては、在籍じゃなくて、居住に広げたいと思っています。小学校から私立であるとか、国立ですね。小学校は6年間、市内の小学校に通ったけれども、中学校からと私立、国立ということがあります。その方たちも古賀市に税金を払ってあるわけですね。私立とか国立に行ったから、排除するというのはいかがなものかなという、他市とか他町からは当然、無理なんですけれども、国立、私立に行かれたお子さんもその学校で不登校になって行きづらくなっていることも考えられます。そういうことで、ここの部分を在籍じゃなくて居住といいますか、そういう形に変えようかなと思っています。その二つについて御意見をお聞かせください。

米倉議長 今教育長に話していただきましたけれども、現在、適応指導教室、あすなる教室の部分

について、一つは名称的に適応指導、初めはこれで始まったんだけど適応指導教室でいいだろうか、ということなんです。学校の仕組みに適応させるっていう意識が強過ぎるということで提案されました。もう一つは、適応指導教室の条例の中に、古賀市立小中学校在籍とあるけれども、在籍だけじゃなくて、在住にすることでいいのではなかろうかということ、2点の提案ですけれども、何か御意見あればお願いします。

小山委員 適応指導教室に在籍の人数と、それともう一つは今まで在籍という形になっていましたけど、私立とか国立ということで、古賀で何か問題があったのかっていうことを確認したいと思います。

学校教育課長 在籍をしている児童生徒につきましては5月前半の段階で1名でした。その後の申し込み状況については把握をしたいと思います。

木村委員 在籍ということはその子が来れば、登校扱いになっているっていうことですよ。

教育長 市内の小中学校の児童生徒であれば、当然あすなろに来れば出席扱いになりますし、古賀市の場合は隣保館のひだまり館、千鳥児童センター、ししぶ児童センター、米多比児童館でも、あすなろにまでは来れないけどそこだったら行けるよという子どもがいれば、出席扱いにするということで校長会にも申し入れております。実態としましては一昨年、西小学校の児童があすなろには行けないけれど、ししぶ児童センターであればということで、館長初め、教員OB等々も関わって、ししぶ児童センターで勉強しながら、生活指導も受けてということがありました。それから、小山委員が言われた私立国立に行っていた児童生徒の該当者というのは今まではありません。今後のことでそういう配慮も必要かなということでございます。

米倉議長 まず私学の生徒についてですけども、適応指導教室に希望があれば、当然考えなければいけない状態ですけど、以前、県で相談員をしばらくやっていたときには、いじめなどの内容で私学に行っていた児童生徒の相談は結構ありました。ただ、その時は県に在籍している児童生徒の相談員だったので、私学については、県の私学振興会が管轄しているのでそちらと指導主事同士で連絡を取り合ってもらって、指導してもらったことはあります。だから、教育長が言われているように、私学の児童生徒がそういった相談に来たときに、どうしたらいいかという対応は持っておいたほうがいいと思います。名前について何か意見ありますか。

大賀委員 適応教室という名前は、どんなことをする教室かなっていうわかりにくいというのは感じていました。資料にあるように、教育支援センター、シンプルな方がわかりやすいなっていうのが一つあります。あと、適応教室という場所、一つだけではなく、児童館やひだまり館など、学校に行けなくなった子どもたちを支えてくれる場所が各学校区にあるっていうのはとてもいいことだなと思いました。古賀市は適応教室を設置してあって、近くにそういう施設があることは子どもたちにも保護者にもとてもありがたいことだと思いますし、この記事にあるように、小学校でつらい思いをしたため、環境を変えて私立に行くお子さんも少なくないだろうと思います。公立に通っていても、私立に通っていても、学校に行きたくてもいけないという根本は同じだと思うので、私立公立の区別なく、学校に行けなくて悩んでいる子どもや保護者に寄り添える機関が住んでいる地域にあるといいなと

思いました。

木村委員 適応指導教室というのが、不登校児童生徒が学校に復帰するための支援っていうふうに、学校復帰を目指すというふうにするものなのか、学校には行けないけれども、地域とか児童館とかにでも何とか社会に少しずつ適応していくための支援をするという、幅を広げるものなのかということで、呼び方も少し変えたほうがいいかなという気はします。教育長が言われたように、私は小野なので市役所の近くまで毎日来るとなったら、やっぱり親が送り迎えしなきゃいけないし、そしたら子どもと毎日格闘して、行ける、今日は行くというやりとりをして連れていくことになる。それが続くとなると、親御さんもすごく負担だと思うんです。近くだと自分だけで行けるものならば、行ける子も出てくるんじゃないかと思うので、もし可能ならばあすなろはあすなろであるんだけど、その附属機関として、教育支援という名称で、児童館も枠を広げてほしいというか、広げてもらえたらいいなと思っています。市役所の近くだといろんな施設がたくさんあるんだけど、田舎のほうに住んでいると、なかなかそこに足を踏み入れられない。親の意識がすごく高くないと、そこに連れて行けないというか、もうあきらめてしまうみたいな親御さんも出てくるんじゃないかなと思うので、できたら米多比の児童館でもいいよっていうふうに枠を広げてもらえたらいいなと思いました。学校復帰を支援するっていうことも大きな目標にするんだったら、学校との連携というのがすごく大事になってくると思うんですね。だから支援員がどんなに頑張っても、学校がおまかせという状態だったら絶対に学校につながっていかないの、そのあたりをどこか組織みたいなので、学校と連携するための何か委員会っていうのが入っていったらいいなと思いました。古賀市に居住する児童生徒っていうのは、私は賛成です。今、私が勤めているところも私学に行っているんだけど不登校になったのでという方がいらっちゃって、受け入れられないんですよ。このことがあるので。そういう児童生徒にとって保護者は税金を払って市に住んであるわけだから、支援を受けて当然じゃないかなと思うので、居住するというふうにしていただけたらいいかなと思います。そのためには私立の学校がそれを出席扱いとしてみなしてくれるとか、何かもうそれは認めませんよっていうふうになったら、だめなので、そこはきちんと相手の学校の立場というか、私立の学校に復帰することが認められるのかどうかとか、教育活動上の宿題じゃないんですけど、学習内容がちゃんとその本人に届けられて、あすなろ教室に持ってこれるのかとか、そういったところの連携は必要になってくるんじゃないかなと思いました。

教育長 古賀市適応指導教室あすなろ教室の役割と、それから各校区にあります児童館・児童センターの役割、これは法律の流れから違うものがありますので、目的とかそういうものをきっちりそろえるということは非常に難しいと思いますけれどもこのような形で古賀市の場合はやっています。本来はそれぞれの小中学校に行くべきところですけども、いわゆる家庭の事情であったり、友達とのトラブルであったり、先生との人間関係であったりして、学校に行けない、先ほど言いましたように保健室まで行けるとか、別の教室に行けるといいう子もおりますし、それすらできない、校門すら入れないという子で別の建物であれば来れるという子。それからもう家から一歩も出れない子。たくさんいるわけですね。そうい

うふうなことを教育委員会は考えなきゃいけないというふうに思っております。それでまずは適応指導教室の適応というのが今の時代の流れの中で、先ほど言いましたように親御さんとか、子ども自身からして、響きの悪い言葉だなと、そこを少し柔らかくして、いけないものだろうかというのの一つです。それから行き場所については、学校復帰とか、いろいろあろうというふうに思いますけれども、基本は米多比児童館であっても、あすなる教室であっても、そこでいろんな力をつけて、本来通うべき学校に行くのが1番筋だろうというふうに私は思っています。けれども、まずは行き場所を作ってあげること、その行き場所は適応指導教室、適応というのは、自分は引かかるといって、これはあるかなというふうに私は考えたわけです。それと私学の場合、あとは私学が解釈をしてくださないとしか私は言いようがないというふうに思っています。古賀市内に居住されながら、よかれと思って私立あるいは国立に進学をしたけれども、通学であるとか多くの人間関係の中で、恐らく私立に行けば競争社会が厳しいわけですから、そういう軋轢の中で、とかあろうと思います。ずっと家に引きこもっているぐらいなら、市のあすなる教室は住んでいればだれでも来れるという行き場所をつくってあげたいなということで、その後は相手がそういうところに行っているならそれを、このプリントをして郵送でもしてくれば出席扱いにするよ、とかというのは、後から始まる話だろうというふうに私は思っています。古賀市の子どもの行き場所を1カ所でも多くということと、行けるような名称の場所にしておいたほうが少し心が安らぐかなと考えています。

米倉議長 私も教育長が言われているのでいいかなと思います。古賀市に在住していれば、救える部分であれば救ってあげなければいけないと思います。また改めて名称についても適応指導で学校に引き戻すようなイメージではなくてですね、居場所的な、子どもに支援を与えるような名前にしていただけるといのであれば、もちろんそちらのほうがいいのじゃないかと思っておりますけれども、ただ、ここでまとめるわけにはいかない。こういう意見ではなかろうかと思っております。

教育長 5人の教育委員さんの御意見は、適応指導という言葉は少し変えたほうがいいだろうということ、在籍は在住、居住に変えたほうがいいだろうという意見と受け取らせていただきまして、事務局で考えまして、再度御提案をして御理解いただきたいと思っております。

### (3) 教育委員会報告

米倉議長 教育委員会報告に入ります。小中学校の勤務時間外の電話対応について、報告をお願いします。

教育総務課長 古賀市では、教職員の働き方改革の一環として、市内小中学校で勤務時間外の電話対応について不在メッセージによる留守番電話対応を実施することとしております。ただし、録音機能はついておりません。実施時期は9月2日(月)から。運用の時間帯は、まず平日ですが、小学校は、朝7:30から夕方18:00までの間は、教職員が電話対応いたします。それ以外の時間は留守番電話対応で、不在メッセージが流れます。中学校は時期により運用を2パターンとし、12月~2月の間は、朝7:30から夕方18:30まで、3月~11月の間は、朝7:30から夕方19:30まで、教職員が電話対応する

ことといたします。なお、小中学校の教職員の勤務時間は、8：20から16：50までですので、保護者や地域の方へ、学校への電話連絡は、なるべくこの勤務時間内に行っていただくよう、理解と協力を求めることといたします。休業日についてですが、土曜、日曜、祝日、閉庁日などは、終日。長期休業期間は、16：50～8：20の間。定時退校日は、16：50～7：30の間は、留守番電話対応とします。周知については、広報こが、市のホームページ、フェイスブックや学校だよりなどで周知を図ります。報告は以上です。

米倉議長 勤務時間外の電話対応について何か御意見等ありますか。

木村委員 時間帯については学校の先生方には確認をされているのですか。

教育総務課長 学校の時間帯につきましては、校長会などで検討した結果、小学校は18時から、中学校は18時半と時期によって19時半、開始が7時半ということで検討はしていただいたところです。

米倉議長 これですべてやっていただいてこのとおりになってくれたほうがいいんですが、なし崩しにならないようにですね。教員については恐らく時間、仕事に追われていると思いますが、せめて電話だけでも、この形で対応していただけるとある程度余裕をもって動けるのではないかと思います。

教育長 これについては、ほぼ丸1年以上学校の意見を聞きながら決めました。いわゆる、日本の教育、先生方のスタンダードと世界のスタンダードがもう全く違うということです。学校イコール24時間開いているものというふうに思われている。朝7時半ということは必ず出てこなきゃいけない。教頭に大丈夫かと校長に確認させました。校長か教頭ですけど。8時でよくないかって言ったんですが、時々8時前から電話がかかってくるから、7時半にしておいてくださいと。ほんとにいいのかと。校長教頭以外には勤務命令できませんから、校長か教頭が出てくることになる。18時、19時半もそうなんですね。小学校も最初は19時半としていたんですよ。私がほんとにいいのかと、何回も問いました。何もなくても19時半まで教頭とか校長は絶対に帰れないんだよって。それでやっと18時までになった。中学校も最初一年中19時半だった。本当にそれでいいのかって。真冬、部活動で6時になったら生徒に帰るようにと言っているのに、あと1時間半も残って。残る人も何人かいるんでしょけれど、校長教頭帰れないよって。まずは学校イコール24時間、土日も含めて開いているんだというのを、この1年で古賀市は払しょくしたい。基本勤務時間は8時20分から16時50分です。市役所は、例えば17時10分に来て住民票とれないですね。それが定着しているから、市役所は8時半から5時なんだと。銀行も昔は3時までいかない絶対おろせないってみんな知っているから行かない。それが教員だけそういうことがなかった。教員自身も、18時15分ぐらいに保護者から電話がかかったらどうしようかとまだ考えている。それを早く払拭しないと働き方改革にならない。教員採用については応募が減っています。教員の働き方改革をして、働きやすい環境にしていかないと、いい人材が先生になろうと受験しない。私が現職のときに、こういう働き方改革が出てくれたらよかったなと思っています。私は校長の時、毎日6時半に学校へ行っていました。部活動で生徒が来ます。帰りは7時半ぐらい。遅いのは教頭に任

していましたが。それが当たり前できましたけど、20年ぐらい前からこういう働き方改革をやってくれたらもう少し人生変わっていたのかなと思っています。せっかく教育長になっていますので、今の先生方にそこら辺を変えてあげて働きやすい職場そして教材研究に専念できる職場にしてあげたい。9月2日からスタートします。

米倉議長 よろしいですか。教育長の意をくんでいただいて。市民もだけど、教員も意識改革が必要ですね。

松本委員 先生方の仕事が多いから、これをされても結局家に持ち帰るとかということもあると思うんですね。

小山委員 実際、電話はかなりあるのですか。

教育長 平成25、26年度と古賀東中学校でしたけど多いですね。取るなといったことがあります。8時過ぎです。世の中は8時といたらみんな残業しているかどうかぐらいのものです。

小山委員 どういう内容を言ってくるのですか。

教育長 苦情です。

小山委員 学校に対しての苦情ですか。

教育長 子どもが帰ってきてからこんなこと言っている。担任はいるかと。担任は帰っていますという、呼び出すようにと。毎日じゃないけど、結構多い。だから、今、松本委員から教材研究云々という話でしたけど、電話をとめるだけでも随分違うと思います。電話内容によっては残っている職員が全部動かなきゃなりません。それは校長から話を聞いた中で電話をとらないだけでも、随分違うという意見は学校のほうからもらっています。

木村委員 相手の話し声は聞こえるのですか。

教育長 不在メッセージが流れます。

木村委員 私が心配しているのは、子どもが帰ってきませんとか、この時間くらいにあるんですよ。5時半くらいまでは親も心配しないけど、6時くらいになると心配して、まだ帰っていないけどと。昔は連絡網があったから、親同士直接連絡できるんだけど、最近の連絡網は縦の3、4人しかつながっていない。古賀も同じだと思う。学校経由で話したりしていたので、保護者同士がうまくつながっていないと、学校に電話がかからなければ、保護者が学校に来るのではないかと思います。

教育長 そういう御意見は文教厚生委員会でも出たようですし、校長会の中でも出ましたけれども、そこを払拭する。最初言ったフランスなどは校門に入った時点から出るまでは学校が全責任を持ちます。校門を一步出たら家庭あるいは社会の責任ですよと、そういう社会に日本も早くなってほしい。世界のスタンダードと日本のスタンダードが全然違うんだということ。それと連絡網も昔のようにありません。何かあったら校長に電話をかけてくださいとすると、校長は24時間寝られなくなります。どっかで踏ん切りをつけないと、この施策は進まないということです。部活動の土日どっちか休みましようっていうのも、そうなんですよ。給食訪問をした時に給食を食べながら子どもに聞いたら、土日のどっちかが休みだからものすごく喜んでいました。だから意識改革をぜひしてもらって、この18時とか18時半、19時半というのは、教師があるいは学校が児童生徒を送り出して、ほぼ学

校から御家庭についているだろうという時間体の想定のもとに、設定している。あとは家庭の責任ですよということです。それから緊急連絡網とか緊急事態が発生したらどうなのかということが、文教厚生委員会でも出たようですし、校長会でも出ましたけど、そうすると年末年始の6日間はどうしているのかということになります。毎週1回の定時退校日を古賀市はもう早くから始めていますけれども、そこはしているのかということとしていない。それと同じ扱いです。学校教育の時間帯と家庭教育の時間帯、大きく分けると、児童生徒に関しては、ある程度割り切っていないと働き方改革にならないと考えています。

#### 4. 議案

米倉議長 第47号議案、古賀市教育委員会交際費支出基準及び公表に関する要綱の一部を改正する告示について、提案をお願いしたい。

教育総務課長 (議案朗読)

9ページをお願いします。この要綱は、古賀市教育委員会交際費の支出基準の中の初盆供養料を削除するものです。新旧対照条文にて説明いたします。表のとおり、下線部の備考初盆供養料については3,000円以内とする。を削除するものです。

米倉議長 何か質問等ありませんか。それでは第46号議案は原案可決とします。

(第47号議案 原案可決)

第48号議案古賀市庁議等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について、提案をお願いします。

教育総務課長 (議案朗読)

この規程は、庁議に提案する資料の提出期限を、前日から3日前までに変更するものです。新旧対照条文にて説明いたします。表の下線部分のとおり、開催日の前日までにを原則として開催日の3日前までにと変更するものです。

米倉議長 何か質問等ありませんか。それでは第48号議案は原案可決とします。

(第48号議案 原案可決)

#### 5. 協議事項

米倉議長 協議事項に移ります。平成30年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書について、教育部長お願いいたします。

教育部長 6月の定例教育委員会におきまして、別冊で平成30年度古賀市教育委員会の点検及び評価報告書について、配布させていただき、点検及び評価をお願いをしたところでございます。本日はその内容につきまして御質問、御意見等をお受けし、最終的な教育委員会としての評価をいただきたいと思っております。なお本日いただきました評価をもとに、さらに外部評価として、昨年同様、福岡教育大学の清水教授と九州共立大学の古市名誉教授をお願いをする予定でございます。外部評価をいただいた後に、8月の定例教育委員会におきまして、最終的に議決をいただきたいと思っております。その後、9月に市議会の文教厚生委員会でも報告をする予定にしております。それでは、御審議よろしくお願いいたします。



米倉議長 前回資料をもらっていたので、見ていただいていると思いますが、教育委員会の点検及び評価について、御意見等あればよろしく願いいたします。全体をとおして何かありますでしょうか。

木村委員 15ページの個別評価表のところなんですけれど、(1)学力カルテの活用っていうのが書かれているんですが、取組状況のところは学力カルテについての記入がないんですね、学力カルテというのがどういうものを指しているのか私が想像できてないので、説明をしていただきたいのと、もし、個人の学力を書いたものであれば、そのカルテをどのように活用したかっていうのが、取組状況にあったほうがいいんじゃないかなと思いました。

学校教育課長 学力カルテにつきましては、具体的記述を取組状況に書いておりませんでしたので、追加します。内容もわかるようにしながら記入を加えたいと思います。

教育長 この学力カルテの活用というのは古賀市が2学期制をして20年近くになるんですけれども、スタートした当初、委員会を形成をして、その中に保護者の代表の方とか入っていただいたんですけれども、通知表が年3回から2回になるのが心配ですということでした。そういうなことを受けて当時の教育長、当時、私は古賀北中の校長でしたけれども、通知表の3回が2回になったことを補完するために、中学校はもともとからあったんですけれど、いわゆる学習カルテなるものを各学校オリジナルで作らして、2、3カ月スパンでつくったものを、各学校で二者面談、三者面談を小中学校ともあるいは家庭訪問をしております。その時に示せるものの材料として作っているものだろうというふうに推察しておりますので、今学校教育課長が言いましたように、取組状況と成果は追加をさせたいと思います。

米倉議長 これは後で追加されるということですか。ほかありますでしょうか。

木村委員 23ページのいじめ不登校の部分なんですけれども1(3)の取組のところなんですけれども、二つ目の丸ですね、学校生活環境多面調査を前期と後期で1回ずつ実施することで、良好な人間関係づくりをいじめ撲滅の視点から推進することができた、と。調査をすることで、人間関係づくりができるって、飛躍してるかなと思うので、調査をして、どんなことをしたから、良好な人間関係づくりになったっていうふうに調査をどういうふうに活用したかっていう説明があったほうがいいのではないかな。調査をしたら人間関係がよくなるとは思えないなと思いました。

米倉議長 23ページです。

学校教育課長 多面調査をもとに個人個人の状況をしっかりと把握することで、子に応じた人間関係なり、子どもの状況に対する対応をしていくことで、いじめや不登校を生まない対応が迅速にできているということです。

木村委員 24ページ、これは文言なんですけれども、施策3就学相談や就学支援の充実の(2)なんですけれども、1番下の行の支援計画の作成と教育的支援の推進って書いてあるんですが、右側の取組状況の中には、教育支援にかかわるって書いてあるんです。的支援がいいのか、教育支援でこのままでいいのかということですか。的を入れたほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったのと、1番下の行なんですけれども、具体的な支援のあり方を推

進んでいたと書かれてるんですが、支援のあり方を推進するっていうのは何か言葉が違  
うかなと思ったので、あり方は研究とか追求とかって言ったほうがいいかなと思いま  
した。

米倉議長 表現的なものです。施策に合わせて修正するということです。

今後は外部評価に出してもらって、最終的に8月に議決ということですね。

庶務係長 外部評価につきましては、できるだけ速やかに先生のほうにお願いしたいと思っ  
ていますので、今日の変更点を早急に対応させていただいて修正版を教育委員にお届けし  
たいと思います。それで御確認いただいて、ご了承をいただいたところで進めていき  
たいと考えております。

## 6. その他事項

### (1) 各課(所属)報告

ア、教育部長 なし

#### イ、教育総務課

- ・今年度の学校施設整備の主たる工事等について、その進捗状況を7月12日現在で報告し  
ます。今年度は全19件の設計、工事を予定しておりますが、既に8件が完了してしま  
います。現在施工中の主な工事について説明いたします。小野小学校排水設備改修工事。この  
工事は、小野小学校の汚水を浄化槽から米多比地区の集落排水に接続する工事であり、国  
の補助金をもらう補助事業です。今年度補助金の交付決定を受けましたので、工事に着手、  
夏休み明けの完成を目指して、施工中でございます。花見小学校教室間仕切り工事につ  
いては、昨年に引き続き、2階の教室に間仕切りを設置する工事です。施工業者は決定し  
ており、現在施工中です。
- ・空調設備整備工事について、6月議会における契約案件の議決を受け、本格的に動き出  
しております。夏休み中に出来る限りの工事を行うこととしており、現在、足場の設置や、  
現場の養生など、本格工事へ向けて準備中です。別添のスケジュール表をご覧ください。  
大きく3つにスケジュールを分けておりますが、一番上が夏休み中に主に工事を行う学校。  
真ん中が花見小の多目的ホールを教室に改修する工事。一番下が夏休み以降、土日に主に  
工事を行う学校が3校となっております。この学校の決め方は、工事の内容や学校間の移  
動距離、夏休み期間における空調以外の工事の有無などを検討し決定しています。一番上  
の8校は、空調機器の納入があり次第、随時夏休み中に取り付け工事を行います。一番下  
の残りの3校は、主に土日に取り付け工事を行います。真ん中の花見小学校の多目的ホ  
ール改修工事は、夏休み中に主な工事は終了させる予定です。最終的な完成は、キュービク  
ル、一般家庭でいうとブレーカーみたいなもの、の納入が年末になる予定であり、また、  
キュービクルの切替に2～3日の停電作業も必要となることから、そのことを考慮すると、  
やはり3月初旬になるものと考えております。

#### ウ、学校教育課

- ・学校の状況等を研修の推進状況について4点御報告いたします。15ページになります。それに先立ちまして、先ほどお尋ねのあったあすなろ教室について、資料を確認したところ、正式入所が現在7月で3名と、体験が2名ということ、全員中学生であるということです。
- ・15ページの御報告をいたします。まず1件目は、市内小中学校のいじめ不登校状況の概況について説明いたします。特に小学校で見られる6月ごろから人間関係のトラブルにも見落としなく各学校対応することができている状態です。ここに上がっているいじめ行為の内容としましては、友達から悪口を言われたとか、無視されたとか、仲間外れにされたという状況の内容になってまいります。また不登校につきましては平成28年度から増加傾向となっていたものですが、適応促進補助員や加配支援員などによる支援を充実させ、現在、改善に向けての取り組みを進めている状況です。
- ・6月から7月までの学校における事件事故の状況について御報告いたします。小学校においての事件が2件、児童の事故が1件、教員による事故は2件発生しております。個別の内容につきましても必要があれば説明をさせていただきたいと思っております。また、中学校において、部活動中に、生徒同士が接触して転倒し、じん帯損傷の負傷で救急搬送された事例が1件ありましたのでその1件として記しております。このような登下校中の状況等をもとに、現在学校教育課におきまして県の通知を踏まえて、地域見守り隊の組織や警察と行政が連携した組織を構築するための準備を先月から順次進めております。また、安全確保のための小中学生の通学についての問い合わせ等もあったのですが、これまでも通学については特に規制することなく認められておりますので、任意で利用することができるようになっております。
- ・令和元年度の中学校総合体育大会及び新人大会の日程について、16ページ、17ページに資料を掲載しておりますので、御参照ください。
- ・最後に、学校OJTと教育委員会が連携した授業改善研修の推進について御報告いたします。現在、古賀市の小中学校におきましては、人的物的な環境の充実がかなり進められ、整えられている中で、学力向上の取り組みの効果を高めるために、本年度、学校からの要請に応じて、学校の授業研修や日常の事業に指導主事が訪問して授業改善指導する、訪問型の研修を充実させています。会場に教員を集めての一斉研修ではなく、実際の授業において指導することにより、教師の実践的指導力を高める上で、効果を上げていきたいと考えています。

米倉議長 1件よろしいですか。教職員による事故とは教職員個人の事故ですか。

学校教育課長 教職員個人です。小学校の事件として1件あげているものにつきましては、7月4日、花鶴小学校で下校中の児童が自転車に乗った男性から叩かれるという事案が発生しております。この件につきましては保護者がすぐに学校と警察に連絡して、被疑者がすぐに判明したために警察が対応して事件は終息しております。2件目につきましては、6月6日、小野小学校前のバス停の道路を隔てたフェンス沿いで小学生を撮影していたという事案がありまして、見守り隊の方がその状況確認をしたことで、その当該者が判明しました。校長も見守り活動に参加し、当該者とも話をしたのですが、その後4日間、状況が変わら

ない状態が続きましたので古賀市安全パトロールにも協力を依頼し、毎日一緒にパトロールに立っていただいて、活動を強化した結果、当該者が現れなくなったということで終息しております。事故につきましては1件、6月21日、舞の里小学校男子児童が登校中の玄界高校交差点を青信号で横断中左折して来た車の側面に接触して転倒までしなかったそうなのですが軽症を負ったという事案になります。これにつきましても保護者も一緒に歩道を渡り始めるところまで見送って出てきていたということですのですぐ対応して、事案は終息しております。

#### エ、生涯学習推進課

- ・第6回古賀市生涯学習笑顔のつどいのチラシをお配りさせていただいております。今回第6回となります、笑顔のつどいですが、昨年度までの第5回について、昨年度5回分を総括いたしまして、その総括を反映させた第6回目の笑顔のつどいを本年9月1日日曜日、午前10時からリーパズプラザこがの多目的ホールで実施をいたします。第5回までは、地域で活動してあるボランティア団体や、さまざまな団体の活動を参加者にとっては聞く、知る、学ぶというような形式をとってまいりましたけれども、今年度はテーマを絞りまして、子育てというテーマで、第1部においては、子育て支援を地域で行うことに対する課題を問題提起するとともに、星の子文庫さんに活動発表をしていただいて、その後、第2部の分科会のほうに記載しております、5団体それぞれの分科会という形で活動発表とともに、第1部での課題提起を踏まえたディスカッションを行おうというふうに考えております。現在さまざまな方面で周知活動をしておりますので、多くの方に御参加いただきたいと思っておりますので、どうぞ委員の皆様も御参加ください。
- ・来月8月、東京2020オリンピック大会を現在1年前ということになりますけれども、ホストタウンとなっておりますルーマニアの柔道選手たちがキャンプにきます。現在のところ予定は8月18日の日曜日から約1週間ということで、8月25日から東京で開催されます、世界選手権の事前キャンプということになります。今回は夏休み期間中ということもありまして、子どもたちとの交流というのがちょっと難しいかなとは思いますが、あと世界選手権前ということで、選手たちの体調を整えるという意味もございまして、なかなか大きな交流というのは難しいかもしれませんが、ホストタウンといたしまして、地域の方々と協力をしながら、キャンプの支援をしてまいりたいと思っております。

#### オ、文化課

- ・歴史資料館報告書をお届けさせていただいております。平成30年度の事業になりますのでご覧ください。
- ・現在企画展を開催しております。子どもたちがたくさん来てくれていますので、委員さん方もぜひいただければと思います。
- ・文化課では図書館要覧も現在作成中ですので、近いうちにお届けできればと思っております。

#### カ、青少年育成課

- ・ 6月30日から7月6日に青柳校区で行われました青柳校区の通学合宿、また、7月13日に行われました青少年健全育成大会、そして、7月21日に行われました少年の船30周年記念式典等に、お忙しい中御参加いただきましてありがとうございました。
- ・ 毎年、小学校の夏休み明けの登校初日に、古賀市内一斉あいさつ運動を行っております。今年度は8月26日となるのですが、当日が市議会の初日となりますことから、今回につきましては、行政関係者や議会関係者の参加が難しいということもございます。従いまして今年度は青少年支援センターや学校関係者、また、PTCAを中心に行うことといたしました。委員の皆様におかれましては、時間がございますときに、地域の通学する児童生徒への見守りや、あいさつ、声かけ等をよろしく願いいたします。
- ・ 古賀市少年の船では4泊5日の沖縄本島研修を実施しております。今年度は8月17日から21日の期間で行われ、出航式には教育長、帰航式には例年、教育委員さんの御出席をお願いしているところです。8月21日につきましては、18時にリーパスプラザ多目的ホールを会場として行う予定でございます。

#### キ、給食センター

- ・ 明日、食育推進事業の一環として、親子学校給食センター見学会を開催することとしています。これまで食育推進事業としては料理教室を開催していたんですけども、今年は夏休みの稼働してない期間に場内に入ってもらって、見学会を開催します。50組102名の参加者があります。

#### (2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (10月定例教育委員会の日程調整)

米倉議長 10月定例教育委員会は10月23日13時30分からとします。

#### 7. 閉会

議長が閉会を宣言し、17時00分閉会した。